

アメリカにおける租税法律主義の今日的展開

山本直毅

目次

I はじめに

II 合衆国憲法と租税法律主義

III 租税法律主義と大統領令

IV 自国第一通商政策関係の大統領令を支える主な関税諸法

V 租税法律主義と司法審査－トランプ関税にかかる大統領令に対する司法審査－

VI おわりに

I はじめに¹

- ・ 租税法律主義のルールは、民主主義が根付いている国々で広く採用されている。しかし、国により、このルールの採択の仕方や内容は大きく異なる。
- ・ 今回のシンポジウムで、私に与えられて報告テーマは、国別報告：アメリカ合衆国（アメリカ）における租税法律主義論の今日的展開についてである。
- ・ アメリカの租税主義論については、すでに先人のよるさまざまな優れた研究がある。法制史面、法解釈論からの分析など多岐にわたる。
- ・ 折しも、トランプ関税が国内外で大きな話題となっている。
- ・ トランプ減税法案（1つの大きく美しい法案（OB BB=One Big Beautiful Bill）は、7 月 1 日に連邦議会上院、そして同月 3 日に下院を通過した。その中身は、MAGA（アメリカを再び偉大に（Make America Great Again））の夢を盛り込んだ壮大な税の改革案というよりも、伝統的な共和党主流派の減税・歳出削減路線を踏襲したものである。この法案の成立により財政赤字は高止まりすることは明らかである。OB BB は長期的視点を欠いているとの強い批判がある。
- ・ アメリカでは、連邦議会の承諾なしに、大統領令（Presidential Directives）による課税が行われる、あるいは歳出が停止される。そして、裁判所が停止命令を出す、あるいは新たな大統領令が出されるまで継続する。こうしたメカニズムは、アメリ

¹ 本報告にあたり、石村耕治教授から多くの資料提供やご指導を賜った。お礼申し上げます。Ⅲ～Ⅴについては、石村教授より資料によるご指導を賜ったが、理解が足りず内容等に誤りがある場合にはその誤りは筆者の責任である。

かに特有なものである。トランプ 2.0 政権では、大統領令の使われ方が厳しく問われている。司法の場でも頻繁に争われている。しかし、わが国では法的争点については余り詳しくふれられていない。

- そこで、今回の報告では、「議会の租税立法権と大統領令の所在を射程に」分析を進めることにした。

II 合衆国憲法と租税法律主義

国家は、対内的にそこで生活する人々の安全と発展の配慮して治安を維持しつつ、対外的には防衛等を行うことを中心的な任務とするが、この遂行のために法律を作り、執行し、裁判をする等（政治的）権力を行使する。イギリスでは不文（慣習）憲法が定着するが、アメリカの諸州が、独立する際に、それ以前の慣習的な体制を否定して新たな体制を一举に作る必要があることから成文憲法を定めようというのは自然である。

成文憲法は、立法権・行政権・司法権等の政治権力の組織と行使に関する基本ルールを定め、権力の根拠となる授權規範を法定する。

1 合衆国憲法の特徴

（1）独立国家の連合ではなく、連邦国家

我ら人民の権威に基づいて統一政府が樹立される。

（2）制限された政府（limited government）

議会の立法権等、連邦政府の各期間の権限は憲法に限定列挙されたものに限る。

（3）権力分立

- 三権の抑制と均衡（checks and balances）を重視して、執行部（大統領）や司法部に強い権限が付与された。

• わが国の国政では、「議員内閣制（parliamentary system）」を採る。これに対して、アメリカの国政（連邦）では、「大統領制（presidential system）」を採る。日米とも、三権分立（regime of separated powers）制のもと、立法は立法府（国会・議会）が担うとされる。

（4）修正条項（amendments）による人権保障規定

起草者は、制限された政府の下で人権侵害が行われることはないと考えた。人権規定はすべて修正条項で 1 から 10 までの修正条項は権利章典（Bill of Rights）と称され連邦を縛る（1791 年）。第 13 から 15 までの南北修正条項（Civil War Amendments）は、州を縛る（1865-70 年）。やがて、第 14 修正のデュープロセス条項の中に第 1 から 8 修正の趣旨を読み込む（編入する（incorporate））という考え方が主流となった。合衆国憲法の人権保障は最低限を画する。

2 租税法律主義を支える憲法上の典拠とは

・「課税は制定法による創造物である (Taxes are creatures of statutes)」。これは、税法研究者にはよく知られた言葉である。いわゆる、アングロ・アメリカ法上の伝統的な課税の基本原則、租税法律主義 (No taxation without statutes/tax legality principle) を表したものである。

・ 連邦憲法は、次のように、課税権を連邦議会（立法府）に付与すると規定する。
アメリカ合衆国憲法（1787年）

第1条「連邦議会」

第1条 この憲法によって与えられるすべての立法権は、合衆国連邦議会に属する。連邦議会は、上院（Senate）及び下院（House of Representatives）によって構成される。

第8節「連邦議会の権限」

① 連邦議会は、次に掲げる諸権限を有する。合衆国の債務の弁済、共同の防衛および一般の福祉の目的のために、租税(Taxes)、関税(Duties²)、輸入税(Imposts³)及び消費税(Excises)を賦課徴収すること。ただし、すべての関税、輸入税、消費税は、合衆国全土を通じて均一でなければならない。……

③ 諸外国との通商及び州際間の通商、及びインディアン部族との通商を規制すること。

第9節「連邦議会の権限に対する制限」

① 連邦議会は、1808年前において、現存する州が入国を適当と認める人々の移在および輸入を禁止することはできない。ただし、その輸入に対しては、1人につき10ドルを超えない租税または関税を課することができる。

……

④ 人頭税その他の直接税は、前〔2節第3項〕に規定した人口調査または算定に基づく割合によるのでなければ、賦課することができない。

⑤ 各州から輸出される物品には、租税または関税を賦課することができない。

憲法修正

第16条（1913年）

連邦議会は、いかなる源泉から生ずる所得に対しても、徴収額を各州に割り当てることなく、また人口調査や人口計算に関わりなく、租税を課し徴収する権限を有する。

⇒議会が国内所得税を課す権限が付与されたことで、連邦政府の歳入源としての関税の重要性は低下した。

予算法律主義⁴

² 外国から輸入される物品に対して課される税で、税関を通過する際に発生する。

³ 保税地域に保管されている輸入貨物を引き取る際に税関で課される消費税。

⁴ わが国の通説は、予算は行政のみを拘束し、国民を拘束しない予算法形式説を採用す

アメリカ合衆国憲法（1788 年）

第 1 条〔連邦議会〕

9 節〔連邦議会の権限に対する制限〕

⑦ 国庫からの支出はすべて、法律で定める歳出予算にしたがってのみ行われる。一切の公金の収支に関する正式の決算は、臨時公表しなければならない。

Ⅱ－Ⅱ 独立宣言と租税法律主義－「代表なくして課税なし」－

1 起源

砂糖法以降、当時、アメリカ植民地からイギリス議会に議員を出席させられなかったため、アメリカ植民地の人たちはイギリス議会がアメリカ植民地の人たちに課税するのは不当であるとの不満を抱いていた。アメリカ植民地の至るところで「代表なければ課税なし（no taxation without representation）」の叫び声が聞かれた⁵。

・ 1755－1760 年のフランス・インディアン戦争

5 年間にわたってアメリカ植民地やカナダ領土の開拓地で戦った。

・ 1756－1763 年の 7 年戦争

1756 年から 1763 年にかけてイギリス及びその植民地とフランスとの間で行われた北米の領土権をめぐる 7 年戦争が起き、イギリスの勝利に終わったが、それに要した戦費は莫大なものであった。これを賄うためイギリス国会は諸税を引き上げ、多大な借金をせざるを得なかった。イギリス政府は本国内での増税を抑えるため、植民地に目を向ける。

→インディアン問題は解決して、西部移住が可能となったアメリカ植民地の人たちに対して、「イギリス国王は、イギリス国民（当時のアメリカ植民地の人たちはイギリス国王の支配下にある臣民であり、かつイギリス市民であった。そして、1770 年代までは、アメリカ植民地の人たちはアメリカ国民としての意識をもっていなかった（筆者加筆：原文ママ））の西部移住を禁止する布告を発した。なぜならば、西部移住は、インディアン攻撃から移住者を保護するために必要な防衛費を増額させる要因になるとイギリス議会は考えていたからである。」⁶

・ 1764 年砂糖法（The Sugar Act）⁷

る。予算は法律そのものではないから、予算を執行するためには別途執行のための法律が必要になる。

財政民主主義に重点を置いたうえで、予算が国民を拘束する予算法律主義と異なる考え方を採る。政府は、予算に反する支出等を行えば違法となる。

アメリカは、租税法（歳入）と予算法（歳出）は関連性を有するのが原則となる。

⁵ M.L.ベネディクト（常本照樹訳）『アメリカ憲法史』19 頁以下（北海道大学図書刊行会、1994）。

⁶ 阿部竹松『アメリカ憲法〔第 3 版〕』6-7 頁（成文堂、2013）。

⁷ 阿部竹松『アメリカ憲法〔第 3 版〕』7 頁（成文堂、2013）。

アメリカ植民地内の管理行政費や対インディアン戦争経費を捻出する目的で、イギリス議会はアメリカ植民地に輸出されていた砂糖、ワイン、コーヒー、その他の商品に課税する。

・1765年の印紙税法(The Stamp Act)である⁸。

アメリカ植民地における公的文書にはすべて政府から購入する印紙を貼付しなければならず、その文書には遺言書や契約書、裁判所の令状等のすべての法的文書のみならず、新聞や書籍のような出版物まで含まれていた。当時、本国と植民地の間には、インディアンへの扱いをはじめ、アメリカに駐在する本国官吏の給料の支払い、イギリス国教会をアメリカでも国教とすること等様々な問題をめぐって深刻な対立があった。イギリス国会がアメリカ内部の植民地の代表を欠いたまま、植民地への直接の課税を断行できるのであればこれらの問題も同様に決着がつけられてしまう。そこで、アメリカ人たちは、真の代表のないところには真の同意はありえないという主張になった。ニューヨークで開かれた印紙税法会議(Stamp Act Congress)では、「個人により、またはその代表によって与えられた同意なしに税を課されないということは、人民の自由にとって不可欠なのであり、イギリス人の疑う余地のない権利なのである」と述べて、イギリス国会による課税への反対決議を採択した⁹。抗議運動として、アメリカ人たちは、印紙の不買運動を起こし、印紙販売人に辞職を迫り、植民地の指導者たちは、国会が印紙税法を廃止するまでイギリスとの交易を停止する旨合意し、禁輸に協力しなかった商人は、襲われ、店は破壊された。

ところが、アメリカ側の国会の権限に関する主張の正当性を認めたわけではなかったため、1766年の宣言法でイギリス国会は、戦争や外交問題(貿易の規制)に関して、帝国全体にかかわるおよそあらゆる事柄について政策を立案し執行し、植民地を拘束する立法を行う権限を有することを宣言した。

・同年、兵士民家宿営法(The muting Quartering Act)を制定した¹⁰。

同法は、植民地官吏に対し、必要に応じて、アメリカ植民地の人たちにイギリス軍隊の宿営用の小屋ないしは生活施設を各家庭に設けさせ、提供させることを求める権限を与えるものであった。名誉革命によりイギリス人に認められた権利を害するものであった。

⁸ M.L.ベネディクト(常本照樹訳)『アメリカ憲法史』21頁(北海道大学図書刊行会、1994)。

⁹ M.L.ベネディクト(常本照樹訳)『アメリカ憲法史』21頁(北海道大学図書刊行会、1994)。この他に、①植民地の臣民は、イギリス国王に対し、本国の臣民同様に、国王に対する忠誠を負い、本国の国会に恭順の念を抱いていること、②植民地の臣民も、本国の臣民と同様の権利と自由を得る資格があること、③植民地の臣民が本国の国会で代表とされていないこと、④植民地議会によるものでなければ、直接税を課すことはできず、憲法上も課し得ないこと、⑤陪審審理はイギリス人のすべてにとって固有かつ極めて貴重な権利であることである。

¹⁰ 阿部竹松『アメリカ憲法〔第3版〕』7頁(成文堂、2013)。

1
2 ・1769年茶法 (Tea Act) 制定 - 1773年ボストン茶会事件¹¹

3 1767年に国会は、茶、紙、ガラスその他、植民地が輸入する物品に対する課税措置
4 を定めるタウンゼント諸法を定立し、交易の規制とした。

5 植民地側は、この措置は課税そのものであり、その税収の使途も、植民地議会の意
6 思により総督らの植民地官吏の俸給は決定されていたが、これを無視するものであっ
7 た。また、国会は税を支払わない密貿易を行った者の裁判権を、陪審審理によらない
8 特別の海事裁判所に与えた。

9 植民地側は、不買同盟（自由の息子たち (Sons of Liberty) または娘）を結成して
10 対抗し、1769年に茶以外の物品に対する税が廃止された。小康状態にあった 1773 年
11 にイギリス本国は茶法を制定し、再度歳入の確保を図った。同法は、当時破産に瀕し
12 ていた東インド会社を救済するため、いかなるアメリカ人商人よりも安く茶を植民地
13 で売りさばくことを可能にする特権を同社に与えた。植民地のイギリス当局に対し、
14 茶の陸揚げをしないように警告したが、マサチューセッツ植民地の総督は応じず、ボ
15 ストンでの陸揚げを命じたのに対し、ボストンの自由の息子が茶を海中に投げ捨てた。

16 本国は、立法によりボストン港は市民が会社に対し損害を賠償しない限り閉鎖する
17 ものとし、植民地議会も解散された。植民地の特許状（憲章ではないか？）を改正し、
18 裁判官は全員国王の任命にかかるものとし、ニュー・イングランドにおける伝統的な
19 公職選挙政策決定のタウン・ミーティング（町村の全有権者の集会）も総督の許可を
20 得ない限り、年一回に制限した。

21 ・1774年ケベック法は、フランスからの割譲を受けたカナダ地方の統治について公選
22 の議会をおかず、また、オハイオ川以北のアメリカの植民地をケベックに編入する旨
23 を定めた¹²。アメリカ人は、本国政府は他のアメリカ植民地にもこのような政治体制
24 を押し付けようとしているのではないかと恐れた。これらに対抗するため、各植民地
25 の代表が再び集結し大陸会議が開かれた。同会議は、印紙税法会議と同様に、本国国
26 会にたいする正式の抗議を採択し、植民地人の内部自治の権利を主張するとともに、
27 植民地人たちに、もう一度イギリス商品の不買運動を起こすように呼びかけた。

28 マサチューセッツ植民地では、植民地議会の議員の多くが解散命令を拒み、植民地
29 集会 (provincial assembly) を結成して対抗した。多くの町でも、本国の行為に抗議
30 し、民兵の装備を改善するための徴税決議を目指す違法な集会が開かれた。

31
32 2 1776年独立宣言－13の独立主権国家（邦）の誕生

¹¹ M.L.ベネディクト（常本照樹訳）『アメリカ憲法史』22頁以下（北海道大学図書刊行会、1994）。

¹² M.L.ベネディクト（常本照樹訳）『アメリカ憲法史』24頁（北海道大学図書刊行会、1994）。

1 1776 年大陸会議はアメリカ植民地のイギリスからの独立を正式に宣言した。独立宣
2 言の主要部は、自然権、契約思想、合意の支配、革命権から成り、この合意の支配が、
3 代表なければ課税なしの精神を表しているものと考えられる。

4 「われわれは自明の真理として、すべての人が平等に造られ、造物主によって、一
5 定の譲り渡すことのできない（不可譲の）権利を付与され、その中に、生命、自由及
6 び幸福を追求することが含まれることを信ずる。また、これらの権利を確保するため
7 に人々の中で政府が組織され、政府の正当な権力は統治される者（被治者）の同意に
8 基づくものであることを信ずる。そしていかなる形態の政治といえども、もしこれら
9 の目的を毀損するものとなった場合には、それを変更し廃止するのは人民の権利であ
10 り、彼らの安全と幸福をもたらすような新しい政府を樹立することも人民の権利であ
11 ることを信じる。」

12 「In Congress, July 4, 1776

13 **The unanimous Declaration of the thirteen united States of America,……**

14 We hold these truths to be self-evident, that all men are created equal, that they
15 are endowed by their Creator with certain unalienable Rights, that among these are
16 Life, Liberty and the pursuit of Happiness.--That to secure these rights,
17 Governments are instituted among Men, deriving their just powers from the consent
18 of the governed, --That whenever any Form of Government becomes destructive of
19 these ends, it is the Right of the People to alter or to abolish it, and to institute new
20 Government, laying its foundation on such principles and organizing its powers in
21 such form, as to them shall seem most likely to effect their Safety and Happiness. …
22 …」

23 と述べたうえで、統治体制を変更せざるを得ない理由として、「現在のグレートブリ
24 テンの国王の歴史は、度重なる侵害と篡奪の歴史であり、そのすべては、これらの邦
25 に対する絶対的な専制政治を確立することを直接の目的としている。これを証明する
26 ために、公平な世界に事実を提示する。The history of the present King of Great
27 Britain is a history of repeated injuries and usurpations, all having in direct object
28 the establishment of an absolute Tyranny over these States. To prove this, let Facts
29 be submitted to a candid world.」と述べて、

30 「彼は、公共の利益のための最も有益で必要な法律への同意を拒否した。He has
31 refused his Assent to Laws, the most wholesome and necessary for the public good.

32 彼は、総督たちに対し緊急かつ重要な法律法律であっても、彼の承認が得られるま
33 でその施行を停止しない限り、可決することを禁じた。そして、そのように停止され
34 た場合、彼はそれに留意し完全に無視した。He has forbidden his Governors to pass
35 Laws of immediate and pressing importance, unless suspended in their operation till
36 his Assent should be obtained; and when so suspended, he has utterly neglected to

1 attend to them.

2 彼は、これらの人々が議会の代表権、非常に貴重で専制君主にとって唯一恐ろしい
3 権利を放棄しない限り、広範な地域の人々の便宜を図るための他の法律を可決するこ
4 とを拒否してきた。He has refused to pass other Laws for the accommodation of
5 large districts of people, unless those people would relinquish the right of
6 Representation in the Legislature, a right inestimable to them and formidable to
7 tyrants only.……

8 彼は、人々の権利に対する彼の侵害に毅然とした態度で反対したために、議会を繰
9 り返し解散させた。He has dissolved Representative Houses repeatedly, for opposing
10 with manly firmness his invasions on the rights of the people.……

11 彼は、司法権を確立するための法律への同意を拒否することによって、司法を妨げ
12 てきた。He has obstructed the Administration of Justice, by refusing his Assent to
13 Laws for establishing Judiciary powers.……

14 彼は、多数の新しい役所を設置し、大勢の役人を送り込んで私たち人民を苦しめ、
15 財産を食いつぶそうとしている。He has erected a multitude of New Offices, and sent
16 hither swarms of Officers to harrass our people, and eat out their substance.……

17 彼は、他者と手を組み、私たちの憲法と無関係、かつ私たちの法律によって承認さ
18 れていない管轄権の下に置いた。そして、偽りの立法行為に同意を与えた。He has
19 combined with others to subject us to a jurisdiction foreign to our constitution, and
20 unacknowledged by our laws; giving his Assent to their Acts of pretended
21 Legislation:……

22 つまり、世界各地との貿易を遮断したこと For cutting off our Trade with all parts
23 of the world:

24 我々の同意なしに租税を課したこと For imposing Taxes on us without our Consent:
25 多くの事例で、陪審による裁判を受ける権利を私たちから奪ったこと For depriving
26 us in many cases, of the benefits of Trial by Jury:……

27 近隣の英領植民地におけるイギリス法の自由な制度を廃止し、そこに（法の支配に
28 よらない）専断的な政府を樹立し、その境界を拡大することによって、それを先例と
29 してこれらの植民地に同様の絶対的な規範を導入する適当な手段とすること For
30 abolishing the free System of English Laws in a neighbouring Province, establishing
31 therein an Arbitrary government, and enlarging its Boundaries so as to render it at
32 once an example and fit instrument for introducing the same absolute rule into these
33 Colonies:

34 我々の特許状（憲章？）を剥奪し、我々の最も貴重な法律を廃止し、我々の統治形
35 態を根本的に変更したこと For taking away our Charters, abolishing our most
36 valuable Laws, and altering fundamentally the Forms of our Governments:

我々の議会を停止させ、いかなる場合においても、我々のために彼ら自身に立法権を授けると宣言したこと。For suspending our own Legislatures, and declaring themselves invested with power to legislate for us in all cases whatsoever.」などの国王の行ってきた措置を列挙したうえで、そのような政府を追い出し、将来を確保してくれる新しい政府を樹立することを宣言した。

3 代表なくして課税なしの法制化

マサチューセッツ州憲法とヴァージニア憲法は、初期各州憲法の双璧とされる。前者は保守的で、後者は進歩的と評される。

・ヴァージニア権利章典は、独立宣言や各州憲法の権利章典よりも早く、人権宣言の先駆けである。

(1) ヴァージニア憲法

・ヴァージニア憲法第 1 編権利章典の 6 条自由選挙；被統治者の同意では、「人民の代表者として議会に奉職する議員の選挙は自由であるべきであり、かつ、共同体との恒久的な共通の利益と帰属意識（attachment）を十分に有するすべての者は、選挙権を有し、自らの同意又は選出された代表者の同意なしに、公共の用途のために課税されたり、財産を剥奪されたりすることはできず、また、同様の方法で公共の利益のために集会を開いて制定した法律以外には拘束されない。」

・同 7 条法律は停止されるべきではない「人民の代表者の同意なしに、いかなる権威によっても法律又は法律の執行を停止する一切の権限は、人民の権利を侵害するものであり、行使されるべきではない。」

The Constitution of Virginia, 1776 「Article I . Bill of rights

Free elections; consent of governed. SEC. 6. That elections of members to serve as representatives of the people, in assembly, ought to be free; and that all men, having sufficient evidence of permanent common interest with, and attachment to, the community, have the right of suffrage, and cannot be taxed or deprived of their property for public uses, without their own consent, or that of their representatives so elected, nor bound by any law to which they have not, in like manner, assembled, for the public good.

Laws should not be suspended. SEC. 7. That all power of suspending laws, or the execution of laws, by any authority, without consent of the representatives of the people, is injurious to their rights, and ought not to be exercised.」

(2) マサチューセッツ憲法

マサチューセッツ憲法第 1 編マサチューセッツ州住民の権利に関する宣言権利章典 23 条には、代表なければ課税なしの規定？「いかなる名目の下で、住民又は議会にお

ける代表者の同意なしに、補助金、負担金、租税、関税（輸入税）、その他の賦課金を
制定、確定、課税、徴収してはならない。」

The Massachusetts Constitution of 1780 「Part the First. A Declaration of the
Rights of the Inhabitants of the Commonwealth of Massachusetts.……
XXIII.--No subsidy, charge, tax, impost, or duties, ought to be established, fixed, laid,
or levied, under any pretext whatsoever, without the consent of the people, or their
representatives in the legislature.」

「この州政府では、立法府は決して行政権及び司法権、又はそのいずれかを行使し
てはならず、行政府は決して立法権及び司法権、又はそのいずれかを行使してはなら
ず、司法府は決して立法権及び行政権、又はそのいずれかを行使してはならない。そ
して、最終的には、法による統治であって、人による統治であってではない。」

「XXX In the government of this commonwealth, the legislative department shall
never exercise the executive and judicial powers, or either of them; the executive
shall never exercise the legislative and judicial powers, or either of them; the judicial
shall never exercise the legislative and executive powers, or either of them; to the
end it may be a government of laws, and not of men.」

⇒法による統治＝法の支配（法形式の適正性・法内容の適正性）

Ⅲ 租税法律主義と大統領令

⇒「連邦国家の国政を定める法として、連邦の権限を限定列挙することに主眼があ
ることからすれば、『代表なくして課税なし』の原則は、合衆国憲法に表現するまでも
ない当然の前提とされている可能性はある。」¹³

・トランプ 2.0 政権¹⁴が貿易相手国に貿易戦争、関税戦争を仕掛けるのに出す大統領令
はおおむね、連邦議会から委譲を受けた「関税諸法（tariff laws）」、「制定法
（statutes）」の規定に基づいている。

・このことから、政権の大統領令による関税政策の実施は、憲法的にも法的にも障

¹³ 藤谷武史「租税法の解釈原理の論拠としての「租税法律主義」-国際比較の観点から-」中里実＝藤谷武史編『租税法律主義の総合的展開』290 頁（初出：フィナンシャル・レビュー129 号（2017））。

¹⁴ アメリカ合衆国（以下「アメリカ」ともいう。）は、連邦における租税政策では、所得課税中心主義を採ってきた。トランプ 2.0 政権は、この基本は維持する。しかし、所得減税に積極的で、その穴埋め税源を関税（相互関税）に求める租税政策を取る選択をした。

◆マッキンリー¹⁴高関税政策＋植民地主義とは

マッキンリー高関税モデルは、平均 52% という高関税と、互惠通商条項（Reciprocal Tariff Act）によって相手国に関税引下げを迫るもの¹⁴。まさに、トランプ高関税モデルの手本。

害はないとする¹⁵。

- ・ トランプ就任演説では、高関税政策の狙いを、次のように述べる。

他国を豊かにするためにアメリカ市民に課税するのではなく、アメリカ市民を豊かにするために外国に関税や税金を課す (instead of taxing our citizens to enrich other countries, we will tariff and tax foreign countries to enrich our citizens)。

- ・ 第二次世界大戦後、GATT（関税および貿易に関する一般協定）【現在の WTO（世界貿易機構/World Trade Organization）の前身】のもとで、関税が大幅に引き下げられた。これにより、関税は、歳入目的ではなく、**自国産業保護**が主な目的になった。
- ・ ところが、トランプ高関税モデルでは、関税を、国内産業の保護に使うだけでなく、相手国の関税引下げによる輸出振興ツールで使う。さらには、租税と**同じ歳入確保のツール**にしようというものである。とりわけ、注目に値するのは、**関税収入を主要な税収源に育てて、アメリカ市民の「連邦所得税の減税財源」に充てる提案**である¹⁶。

◆ 「租税の賦課/租税法律主義と大統領令」争点ポイント

¹⁵ <https://www.csis.org/analysis/making-tariffs-great-again-does-president-trump-have-legal-authority-implement-new-tariffs>

¹⁶ See, Daniel K. Tarullo, “Law and Politics in Twentieth Century Tariff History,” 34 UCLA L. Rev. 285 (1986). なお、20世紀のアメリカ関税成績の経済史面からの邦文での紹介としては、佐々木隆雄『アメリカの通商政策』（1997年、岩波新書）、ダグラス・A・アーウィン（長谷川聰哲 監訳）「米国通商政策史」（2022年、文真堂）などを参照。

「関税は租税である(Tariffs are taxes)」。とすれば、連邦憲法の租税法律主義（1条8節1項）が適用になる。」

【争点】 執行(行政)府のトップが、法律ではなく、大統領令で関税をかけるのは違憲ではないか？

【立法府】
連邦議会

- ・大統領が、大統領令を濫発するのは、三権分立の原則とぶつかる。
- ・大統領の立法権行使制限立法が必要？

【執行(行政)府】
トップ：大統領

【反論 1】 関税諸法の授權を受けて課税している。だから、合憲である。

【反論 2】 大統領令は適切な手続を経て発出された場合には、①新たな大統領令、②議会の法律、または③裁判所で取り消されない限り効力がある。

【司法府】
裁判所

◆ トランプ政権が使う 3 大保守法政理論

- ・ トランプ 2.0 政権が、とりわけ、自国第一通商政策関係の大統領令を濫発する根拠としている主な「関税諸法 (tariff laws)」, 「制定法 (statutes)」である。
- ・ トランプ 2.0 政権の自国第一課税政策は、立法府（連邦議会）による実質的な税法改正がないと実施できない事項も含まれる。にもかかわらず、執行（行政）府のトップである大統領が、各種の大統領令（Presidential directives）を濫発して実施しようとする。
- ・ 事後審査（議会や司法審査など）でストップがかかれば止めれば一件落着、というスタンスである。私たち日本人の感覚からすれば、あまりにも乱暴に映る。

◆ アメリカの「大統領令」とは

大統領権限を行使する重要な「典拠」としては「大統領令」があげられる。ひとくちに「大統領令 (Presidential directives)」といっても、さまざまなものがある¹⁷。とりわけ、トランプ 2.0 政権の各種自国第一政策を読み取るには、次のものが重要である。

¹⁷ 邦文で詳しくは、石村耕治「大統領令とは何か」『アメリカ連邦所得課税法の展開』（2017 年、財経詳報社）873 頁以下参照。

- ①大統領府令 (EO=executive order) 連番あり。憲法や制定法（根拠法）を明記する必要あり。例えば、①EO 14155:WHO からの合衆国の脱退[25 年 1 月 20 日署名] ([Withdrawing the United States From the World Health Organization](#)), ②EO 14158:大統領府の政府効率化省 (DOGE) の創設・執行[25 年 1 月 20 日署名] ([Establishing and Implementing the President's "Department of Government Efficiency"](#))。なお、EO 一覧は、連邦官報 Web サイトにアップされる (2025 Donald J. Trump Executive Orders) ¹⁸
- ②大統領覚書 (Presidential memorandum) 番号なし。根拠法を明記する必要なし。例えば、①アメリカ第一通商政策[2025 年 1 月 20 日署名] (America First Trade Policy) ¹⁹, ②アメリカ第一投資政策[2025 年 2 月 21 日署名] (America First Investment Policy) ²⁰。なお、大統領覚書一覧は、大統領府 Web サイトにアップされる²¹。
- ③布告(Presidential proclamation) 連番あり。根拠法を明記する必要あり。例えば、①Proc. 10887: 2021 年議事堂襲撃事件判決・犯罪への恩赦[25 年 1 月 20 日署名] ([Granting Pardons and Commutation of Sentences for Certain Offenses Relating to the Events at or Near the United States Capitol on January 6, 2021](#)), ②Proc. 10896:合衆国への鉄鋼輸入制限[25 年 2 月 10 日署名]([Adjusting Imports of Steel Into the United States](#))。なお、布告一覧は、連邦官報 Web サイトにアップされる (2025 Donald J. Trump Proclamations) ²²
- なお、大統領令は適切な手続を経て発出された場合には、新たな大統領令、議会の法律、または裁判所で取り消されない限り、法的拘束力を有する²³。

○租税法律主義と大統領令（大統領令による租税の賦課）

- アメリカは、三権分立（regime of separated powers）を基本とする連邦憲法体制を敷く。大統領は、執行府（行政）のトップであるはずである。
- ところが、トランプ氏を含むアメリカの歴代の大統領は、各種の大統領令（Presidential directives）を濫発してきた。憲法上の名分の規定はないものの、初代ワシントン大統領以来発せられている。憲法第 2 編の執行権や制定法による授権に基づく必要がある²⁴。議会（立法府）を差し置いて、「即法（instant law）」²⁵を作

¹⁸ [Federal Register :: Executive Orders](#) <https://www.federalregister.gov/presidential-documents/executive-orders/donald-trump/2025>

¹⁹ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/america-first-trade-policy/>

²⁰ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/02/america-first-investment-policy/>

²¹ [Presidential Actions – The White House](#)

²² <https://www.federalregister.gov/presidential-documents/proclamations/donald-trump/2025>

²³ See, Note, “Powers and duties of President of the United States- Proclamations and executive orders,” 91 C.J.S. United States § 47 (Dec. 2024 Update) .

²⁴ 南北戦争中のリンカーンによる奴隷解放宣言も大統領令として発出される。

²⁵ 大統領令は、法律（law/statute）なのか、既存の法律の執行府による公定解釈（providing authoritative interpretations of law for the executive branch, so not for the

- 成・交付し、実質的に立法府を軽視できる体制を整備してきたともいえる。
- ・ 立法府権限の弱体化策は、大統領権優位（presidential primacy）体制を堅固にすることにはつながる。しかし、三権分立の連邦憲法体制とぶつかるのではないかな。
 - 大きな疑問符がつく。
 - ・ もちろん、大統領令を支える憲法上の典拠としては、次の規定があげられる。

◆大統領令を支える憲法上の典拠とは
・ 連邦憲法の「**執行権はアメリカ合衆国大統領に属する**」（第2条第1節1項）²⁶

- ・ トランプ氏は、トランプ 1.0 政権時の 2019 年に、次のように宣言した²⁷。

憲法 2 条は私のものだ。私には、大統領としてやりたいことは何でもする権利がある（I have an Article II, where I have the right to do whatever I want as president.）

- ・ トランプ大統領は「関税男（tariff man）」を自認する。すでにふれたように、トランプ大統領は、2.0 政権での“自国第一通商政策（America First Trade Policy）”では、「相互関税（reciprocal tariffs）」²⁸を“売り”にする。
 - ・ トランプ政権での関税の掛け方について理解するには、次の点を確認しておく必要がある。
- 「相互関税」とは、輸入国と輸出国との関係において、関税負担が対等となる水準の関税を設ける。ランプ関税は複雑で4つの関税からなり複雑である²⁹。

◆①**多国間主義**（multilateralism） 対 ②**単独主義**（unilateralism）・**二国間主義**（bilateralism）
諸国の貿易通商政策は、次のような2つの対峙する考え方によっている。

保護貿易主義

対

自由貿易主義

*GATT 体制（1948 年～）および後継の WTO 体制（1995 年～）は、自由貿易

legislative or judicial branches of government）なのか、見方の分かれるところである。

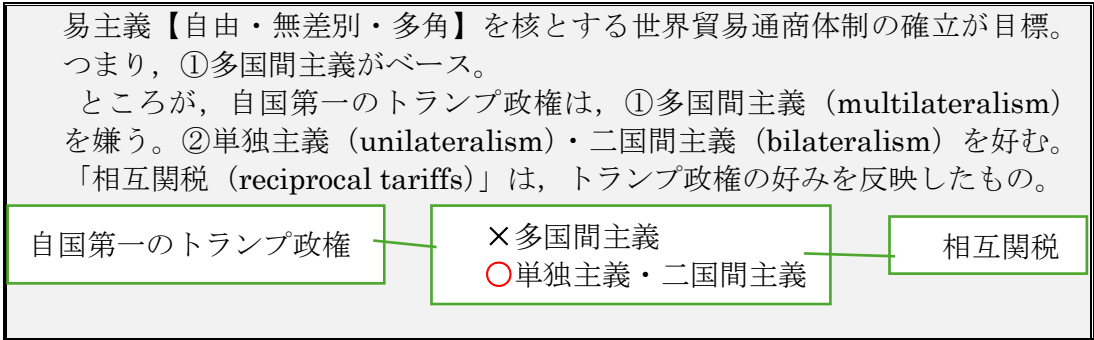
²⁶ 加えて、大統領令の内容により、典拠として、1949 年連邦財産・管理サービス法（FPASA=Federal Property and Administrative Services Act of 1949）があげられる。また、1947 年国家安全保障法（NSA=National Security Act of 1947）なども典拠とされる。ちなみに、FPASA は、連邦政府の調達および財産管理の効率化ならびに経済性を改善するために発出される大統領令に典拠を与えることを目的に制定された法律である。

²⁷ See, John Kruzell, “Unitary executive’ theory may reach Supreme Court as Trump wields sweeping power,” Reuters (February 14, 2025).

²⁸ 輸入国と輸出国との関係において、関税負担が対等となる水準の関税を設けることである。

²⁹ トランプ関税では、国別関税、品目別関税、ベースライン関税（一律関税）、相互関税により構成される。

1
2
3
4
5
6



IV 自国第一通商政策関係の大統領令を支える主な関税諸法³⁰

- ①通商拡大法 232 条 (S.232 of Trade Expansion Act of 1962)
- ②通商法 301 条(S.301 of Trade Act of 1974)
- ③国際緊急経済権限法 (IEEPA=International Emergency Economic Powers Act of 1977)
- ④通商法 122 条(S.122 of Trade Act of 1974)

³⁰ まず、第 1 次トランプ政権は、2018 年 1 月には、1974 年通商法 201 条（国内産業への重大な損害又はその恐れがある場合、関税を引き上げ、関税割当等のセーフガードを認める。）に基づき太陽光パネルや大型家庭用洗濯機に対し関税引き上げ等のセーフガード措置を発動した。同年 3 月には 1962 年通商拡大法 232 条(Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962)（国防条項(冷戦下に米国で石油をはじめとする戦略物資の輸入依存が国家安全保障上のリスクになるとの懸念があり、これに対処するため本条が制定)（国家安全保障を危うくするほどの数量又は国家安全保障を危うくする恐れのあるような状況で当該産品が輸入されているときには、関税引き上げ又はその他の輸入制限措置を取ることを認める。））に基づき、鉄鋼・アルミ製品に追加関税措置を決定した。同年 7 月には、1974 年通商法 301 条(Section 301 of the Trade Act of 1974)（外国の不正な貿易慣行に対して米国が独自に報復措置を講じる権限を定めた法律で、米通商代表部（USTR）が調査を行い、大統領が関税等の制裁を決定する。1974 年、米国の貿易赤字や石油危機による経済の混乱を背景に、企業や労働者間の中で国内産業保護を求める声が高まり、これを受け、他国による不正な貿易政策に対抗する手段として、大統領に制裁措置の権限を与える本条が成立した。本条は制定当初から積極的に活用される。）（貿易相手国の不正な取引に対する報復措置として、関税や輸入制限を課すことを認める。）に基づき不正な取引に対する報復として追加関税を賦課した。なお、スペシャル 301 条（Section 182 of the Trade Act of 1974）（1980 年代後半に深刻化した米国の巨額の貿易赤字とそれに対する国内の不満の高まりに対し、知的財産の適切な保護により米国の国際競争力を維持・強化するために 1988 年に制定された。）は、外国における知的財産権保護の実態を評価し、改善を求めるための法令で 1988 年包括通商競争力法により通商法 301 条を補完する形で導入された。2021 年に後を引き継いだバイデンは、通商法 201 条による措置を 2023 年 2 月に終了し、一部東南アジアの製品その他の製品は 2026 年まで期限延長する。通商拡大法 232 条に基づく措置については同盟関係にある EU 等の関税を撤廃・緩和した。通商法 301 条に基づき対中関税については、2024 年 5 月に見直しを行い、強化した。

- ⑤関税法 338 条(S.338 of Tariff Act of 1930) ³¹

⑥内国歳入法典(IRC)891 条 (S.891 of Internal Revenue Code of 1986)

⑦その他

・ 以下、これら関税諸法の条項の運用状況について、逐条的に解説する。

① 通商拡大法(TEA)232 条 (S.232 of Trade Expansion Act of 1962)

・ 同条による大統領による輸入規制の仕組み

⇒【**TEA232 条規制の仕組み**】 商務長官は、大統領、各機関のトップもしくは関係当事者から、特定の製品等の輸入量が合衆国の国家安全保障 (U.S. national security) に脅威があるとの申立てがあるとする (長官自身がそう思う場合も含む)。その場合には、商務長官は調査を開始し、その結果を 270 日以内に報告書にして公表しないといけない。とりわけ、脅威があると判断したときには、その調整方法を大統領に勧告しないといけない。大統領は、商務長官の勧告に同意した場合、大統領令で、その報告

³¹ トランプ 2.0 政権の高関税政策の所在

アメリカは、所得課税が定着するまで久しく連邦歳入の大部分を「関税 (tariffs)」に依存していた。1930 年に、貿易相手国に報復関税 (retaliatory tariffs) をかけることを狙いとした関税法改正 (Smoot-Hawley Tariff Act of 1930/スムート＝ホーリー関税法) が成立した。1930 年関税法には、今日のトランプ政権の関税政策のツールにもなっている目立つ特徴がある。それは、連邦議会が報復関税をかける権限を大統領に移譲したことである。当時アメリカの 1,000 人を超える経済学者が、この“保護主義の守り神”のような法律に強い懸念を示した。当時のフーバー大統領 (在職：1929 年～33 年、共和党) に対し、法案に拒否権を発動するように求めた。しかしフーバー大統領は聴く耳を持たなかった。結果、アメリカの輸入関税は平均 33% から 40% となった。貿易相手国は、報復関税で応じた。

この関税戦争は、1929 年 10 月に勃発した大恐慌 (Great Depression/1929 年～33 年) をさらに深刻なものにした。世界貿易のブロック化につながり、そして第二次世界大戦 (1939 年～45 年) への引き金になる。

大恐慌最中に実施された 1932 年の大統領選挙では、フランクリン・ルーズベルト (在職：1933 年～45 年、民主党) は、フーバー高関税政策を厳しく批判した。「ニューディール」のアジェンダで選挙を戦い、勝利した。

1934 年 6 月に連邦議会が互惠通商協定法が成立、単独主義・保護主義を修正し、多角的、互惠的な貿易関係を復活させた。しかし、時すでに遅かった。悲惨な第二次世界大戦 (1939 年～) を止めることはできなかった。

第二次世界大戦後、保護主義への反省、自由貿易の重要性が再認識された。1947 年 10 月に、現在の WTO (世界貿易機関) の前身である GATT (関税と貿易に関する一般協定)【現在の WTO の前身】のもとで、関税が大幅に引き下げられた。これにより、関税は、歳入目的ではなく、自国産業保護が主な目的になった。

貿易や関税をめぐる課題は本来、世界貿易機関 (WTO) などのルールに基づいて話し合いで解決するルールが確立し、そうした体制は久しく続いてきた。しかし、関税戦争を仕掛けたトランプ 2.0 政権の再登板、単独主義の復活で、もはや WTO は正常に機能していない。

トランプ流の報復関税を前面に押し出した保護貿易政策は、時代錯誤なのではないか。このままでは、自由貿易体制は崩壊寸前になる。トランプ大統領は、物理的な戦争は大嫌いという。であれば、アメリカ経済を「関税の壁」で囲おうとする危うい政策はご免被りたい。「歴史は繰り返す」では済まない。

から 90 日以内に輸入調整方法と期間を決定し、15 日以内に実施しないといけない。
ちなみに、「国家安全保障 (national security)」を法的に定義する規定はない。この
ことから、大統領は多様な理由や措置で輸入を調整する広範な裁量権限を行使できる。
⇒【**トランプ 1.0 政権・2018 年**】 商務省は、鉄鋼やアルミニウムの輸入量が合衆国
の国家安全を侵害する恐れがあると決定調整方法を勧告。そこで、大統領は、大統領
令で、すべての国に、鉄鋼の輸入に 25%、アルミニウムの輸入に 10%の関税を賦課。
ただし、ブラジル、韓国、カナダ、メキシコおよびアルゼンチンは、輸入割当 (TRQ)
協定の締結を条件に、この関税は免除された。加えて、オーストラリアは適用除外。
⇒【**バイデン政権**】 トランプ 1.0 政権の政策を継続。ただし、EU、日本およびイギ
リスとの間では、輸入割当 (TRQ) 協定を締結。

- ・ トランプ 1.0 政権では、通商拡大法 232 条を典拠に、国家安全保障への脅威を理
由の輸入関税をできるだけ幅広く適用とする政策を取った。このため、輸入業者と
の間で軋轢が生じた。
- ・ 合衆国国際取引裁判所 (U.S. Court of International Trade) ³²で争われたことも
ある。
- ・ しかし、国際取引裁判所は、外交および通商政策に関する大統領の権限を尊重す
る姿勢を崩さない³³。このため、通商拡大法 232 条関連訴訟は極めて少ない。加え
て、国際取引裁判所は、通商拡大法 232 条は、連邦憲法の三権分立原則には反しな
いとの判断を下している³⁴。

② 通商法 301 条(S.301 of Trade Act of 1974)

- ・ 同条は、アメリカからの輸出を妨げている貿易相手国の輸入規制を排除すること
を狙いとする法制である。
- ⇒【**通商法 301 条の仕組み**】 米国通商代表部 (USTR) に、職権または関係当事者
からの申立てに基づき、アメリカ製品の輸出を妨げている貿易相手国を特定し、不公
正、不合理もしくは差別的な行為、政策、または慣行の有無を調査し、かつ、不公正
と判断された貿易相手国とそれを改めるように協議をする幅広い権限を付与。
協議したが、一定期間内に解決できない時には、米国通商代表部 (USTR) は、大統
領の指示に従い、通商法 301 条が認める次のような一方的な措置を発動しないといけ
ない。
 - i 関税の賦課その他の輸入制限
 - ii 通商条約上の譲与のはく奪もしくは停止、または、

³² 合衆国国際取引裁判所 (U.S. Court of International Trade) は、相殺関税、反ダンピング関税に関する不服申立事件 (合衆国法典 19 巻 1516 条 a) など一定の関税法違反事件、貿易法上の第一審としての排他的管轄権を有する裁判所 (合衆国法典 28 巻 1581 条, 1582 条)。ニューヨークシティに所在する (合衆国法典 28 巻 251 条)。裁判官は、終身任用で、連邦議会の承認を得て大統領が任命する。

³³ See, e.g., UPS Holdings, Inc. v. U.S., No. 21-1726 (Fed. Cir. 2022).

³⁴ See, e.g., American Institute for International Steel (AIIS) v. U.S., No. 19-1727 (Fed. Cir. 2020).

iii 問題の行為を除去するため、もしくは補償するために外国政府と拘束力のあ
る協定を締結すること。

⇒【問われる WTO ルールとの抵触】通商法 301 条規制は、不公正な貿易政策をと
る国を特定し、制裁を振りかざしながら譲歩を迫るための強権的な手段・一方的な措
置。こうした一方的な措置は、世界の貿易ルールを定めた WHO のルールとぶつかる。
国際的にも強い批判がある。しかし、アメリカ市場は巨大であり、不条理と考えても
交渉や譲歩を拒み続けられる貿易相手国は少ない³⁵。

⇒【トランプ 1.0 政権での発動】トランプ 1.0 政権では、関税を課すときに、この通
商法 301 条を典拠に使った。米国通商代表部 (USTR) は 6 件の調査を開始した。そ
の結果、2 件に対し関税を課した。1 件は、中国からのアメリカ向け輸出に対してであ
る。中国の技術移転、知的財産および技術革新の政策を理由としたものである。およ
そ 3,700 億ドルの中国産品の輸出に対して 7.5%~20%の関税を課した。そして、も
う 1 件は、EU (欧州連合) からのアメリカ向け輸出に対してである。EU の大型民間
航空機への多額補助金支出が理由である。およそ 75 億ドルの EU 産品の輸出に対
して 15~25%の追加関税を課した。

加えて、トランプ 1.0 政権は、通商法 301 条を典拠に、数多くの諸国のデジタル
サービス税 (DST)、通貨慣行、ベトナムからの木材輸入などの調査を行った。

通商法 301 条は、トランプ 1.0 政権と同様に、トランプ 2.0 政権での全貿易相手国
(全世界対象)の「相互関税 (reciprocal tariffs)」発動の典拠となるのではないか。

③国際緊急経済権限法 (IEEPA=International Emergency Economic Powers Act of 1977) による大統領の輸入規制

同法は、経済的緊急事態においては、大統領に広範の調査権限を付与している。

⇒【IEEPA の歴史】国際緊急経済権限法 (IEEPA) は、敵国取引禁止法
(TWEA=Trading with the Enemy Act of 1917) の後継の法律である³⁶。ニクソン政
権は、1971 年に、国際収支危機の対処するために、敵国取引禁止法 (TWEA) を典拠
に、大統領布告 (Presidential Proclamation 4074) を発出し、アメリカとの取引相
手国への 10%の追加関税 (duty surcharge) を課す政策を実施した。

国際緊急経済権限法 (IEEPA) は、大統領が国家緊急事態宣言をする必要など、適
用要件が厳格である。

このことから、大統領が、単にアメリカが抱える巨額の貿易赤字の解消を狙いに国
際緊急経済権限法 (IEEPA) を使うのは必ずしも容易ではない。

³⁵ 日本への発動例は、1989 年にはじめて、スーパーコンピュータ、人工衛星、木材加工品
の 3 分野が「不公正」と特定された。日本政府は反発したものの、結局は交渉に応じ、日
本側が譲歩して決着した。2 年の期限付きで制定されたため一時廃止された。しかし、ク
リントン政権が大統領令で、期限 3 年延長で復活させた。期限が終了し失効するまで継続
した。

³⁶ 1933 年、議会は TWEA を拡張し、大統領が戦争以外の国家緊急事態においても外
国取引を「調査、規制、または禁止」する権限を行使できるようにした。1941 年、真
珠湾攻撃の 1 週間後、議会は大統領権限を拡大し、「調査、規制、または禁止
(investigate, regulate, or... prohibit)」できる外国資産に関わる取引リストに「輸
入 (importation or exportation)」という文言を追加した (下記控訴審判決 15 頁)。

⇒【**トランプ 1.0 政権**】 トランプ 1.0 政権では、関税を課すときに、国際緊急経済権限法（IEEPA）を典拠に使った。2019 年に隣国メキシコが不法難民の流入を阻止しないのなら、輸入産品に 5%の関税を課すと脅した³⁷。

④ 通商法 122 条(S.122 of Trade Act of 1974)

・ 同条は、「国際収支不均衡（balance-of-payment）を是正する権限を大統領に付与」している。通商法 122 条の「大統領の国際収支不均衡是正権限」

⇒【**通商法 122 条の仕組み**】 大統領は、通商法 122 条を典拠に大統領令を発出して、最大 150 日間、従価で最大 15%の輸入課徴金もしくは輸入割当、または双方の規制措置を講じる権限を行使できる。

通商法 122 条の適用要件は、アメリカの「巨額かつ深刻な」国際収支赤字に対処するため、外国為替市場における米ドルの差し迫った大幅な下落を防ぐため、または国際収支不均衡の是正にあたり他国と協力するために輸入を制限する必要がある場合である。150 日を超える期間の延長には、議会の承認が必要になる。この規定を典拠にすれば、アメリカへの全輸入品に一律に関税を課することができる。ただし、輸入課徴金の上限は 15%である。150 日の期間延長には議会承認が要る。

⇒トランプ 2.0 政権は、トリプルレッド【大統領＋議会上院＋議会下院はすべて共和党・紅組】の政治状況のもとで安定しており、期間延長のハードルは高くない。もっとも、今日まで、通商法 122 条を典拠とした輸入制限を実施したケースはない。

⑤ 関税法 338 条(S.338 of Tariff Act of 1930)

「差別待遇を理由とする大統領による報復関税」

同条は、アメリカの貿易相手国が、他の外国と比べて、アメリカの商業に不利益をもたらす「差別」待遇を採用していると大統領が認定した場合、当該国からの輸入に対して、大統領令で、最大 50%の追加関税を課す、または、追加関税を課しても差別が継続する場合には輸入を停止する権限を与えている。

⇒【**通商法 122 条の仕組み**】 他の外国に比べてアメリカに不利益をもたらす差別待遇を採用していると大統領が認定した場合、当該国からの輸入額に対し最大 50%の追加関税を賦課できる。

⇒【**手続**】 連邦国際取引委員会（USITC=U.S. International Trade Commission）が、関係当事者からの申立てに基づきまたは職権で調査を開始する。大統領は、

³⁷ 国際緊急経済権限法（IEEPA）については、1970 年代に、在米のヨシダ・インターナショナル社が、日本の親会社から輸入したジッパー製品に対し通常関税加え、「大統領布告 4074 に基づく追加関税の賦課は、大統領に付与された権限を逸脱しており、違憲とする」宣言判決を求め、裁判を起こした。

原審の合衆国関税裁判所（U.S. Customs Court）は、大統領布告 4074 は付与された権限を逸脱しており、違憲と判断した。そこで、連邦政府が控訴した。当時の合衆国関税・特許控訴裁判所（CCPA=U.S. Court of Customs and Patent Appeals）[1909-1982/現・連邦巡回控訴裁判所/ U.S. Court of Appeals for the Federal Circuit] は、原審判断を覆し、原告事業者側の訴えを退けた。U.S. v. Yoshida International, Inc., 526 F.2d 560 (C.C.P.A. 1975) Court of Customs and Patent Appeals.

USITC の調査結果および勧告に基づき、大統領令で対応する。

- ・ 関税法 338 条は、手続は非公開や聴聞手続もない化石化した規定である。現在まで、適用を検討されたケースはあるが、実際に関税法 338 条に基づき大統領令が発動されたケースはない。発動されれば、WTO の最恵国待遇ルールなどとぶつかることが心配される。

- ・ トランプ 2.0 政権は、貿易戦争を続けるために、武器として旧式の法律である関税法 338 条も総動員する意向である。不公正な貿易政策をとる国と認定し、制裁を振りかざしながら譲歩を迫る構えである。

⑥ 内国歳入法典 (IRC) 891 条

- ・ トランプ政権は、貿易戦争、関税戦争に武器として旧式の法律を総動員していることについてはすでにふれた。内国歳入法典 (IRC) 891 条 (S.891 of Internal Revenue Code of 1986) もその 1 つである。
- ・ IRC891 条は「特定外国の市民や法人への 2 倍税率課税/Doubling of rates of tax on citizens and corporations of certain foreign countries)」のタイトルで、大統領に、差別的域外課税をしている国の企業に対してアメリカ国内での税率を 2 倍に引き上げる報復する権限を付与している。このことから、大統領は、内国歳入法典 891 条を典拠に大統領令を発出することも可能である。
- ・ もっとも、内国歳入法典 891 条この条項はこれまで一度も適用されたことがない。この条項は、どのように適用・解釈できるかについてはいまだ定かでない。

V 租税法律主義と司法審査—トランプ関税にかかる大統領令に対する司法審査—

1 トランプ関税にかかる大統領令に対する司法審査—法令の委任と踰越行為— (1) カリフォルニア州

◆カリフォルニア州によるトランプ 2.0 政権の国際緊急経済権限法 (IEEPA) を使った大統領令による、相互関税を含むトランプ全方位関税プランは違法、停止 (差止) 訴訟

- ・ カリフォルニア州 (加州) のギャビン・ニューサム知事 (Governor Gavin Newsom) は、同州ロブ・ボンタ司法長官 (Attorney General Rob Bonta) とともに、**25 年 4 月 16 日**に、トランプ米大統領が課した世界各国への追加関税の停止 (差止) を求めて、連邦裁判所[カルフォルニア北部地区連邦地方裁判所]に訴訟を提起した【訴状: [FILE 8502.pdf](#)】。

- ・ トランプ 2.0 政権は、「継続的な貿易赤字は国家緊急事態だ」とする。そこで、「相互関税 (reciprocal tariffs)」などを核とした全方位関税プランを、国際緊急経済権限法 (IEEPA=International Economic Emergency Powers Act) を根拠に大統領令を使って実施した。

- ・ しかし、連邦憲法は、関税を課す権限を議会に付与している。このことから、大統

1 領令を使った一方的な関税実施は、連邦議会の権限を越えている。こうした理由で、
2 加州は、トランプ関税は、違憲・違法であるとして、連邦地方裁判所に実施の停止
3 (差止)を求めたもの。

4 《ニューサム知事の声明》

5 ・ニューサム知事は、自身の Web で、「トランプ大統領の違法な関税はカリフォルニア
6 の家庭、企業、経済に混乱をもたらし、価格上昇を招き雇用を脅かしている。私
7 たちは、こうした混乱を放置することに我慢できないアメリカの家庭のために立ち
8 上がる」と声明を発した ([Governor Newsom files lawsuit to end President Trump's tariffs | Governor of California](#))。

9
10 ・ニューサム知事は続けていう。「大統領の混沌とした、でたらめの関税の実施は、
11 深刻な問題になっているだけでなく、違法である。カリフォルニア州は、経済の規模
12 では世界第 5 位にあり、世界通商政策は単なるゲームではないことを理解している。
13 セントラル・バレー地区の農民からサンクレメントの零細企業、台所で心配している
14 家族に至るまで、カリフォルニア中の州民は、大統領の選択のよる予期せぬ悪い影響
15 に備えている。大統領がやっているゲームは、カリフォルニア州中の市民に非常に深
16 刻な結果をもたらしている。州知事の私ニューサムは、カリフォルニア州経済や企業
17 の活性化、大統領と戦う人たちを心から支援したい。」と。

18 《ロブ・ボンタ加州司法長官》

19 ・トランプ大統領は、非常時に大統領に経済制裁の権限を与える国際緊急経済権限法
20 (IEEPA)に基づき関税を発動した。しかし、ニューサム州知事やロブ・ボンタ加
21 州司法長官は、同法は関税を課す権限を大統領に与えておらず、連邦議会の承認が
22 必要であるとする。

23
24 ●大統領は、相互関税(reciprocal tariffs)[①全輸入一律 10%関税 (baseline tariff) +
25 ②特別国別関税(country-specific tariffs)]を課す権限を有しない

26 ・訴訟で、原告・加州側は、「大統領は、相互関税を国際緊急経済権限法 (I E E P
27 A)に基づいて大統領令で導入することは、違法かつ、先例でも認められない。」と
28 主張する。

29 ・なぜならば、国際緊急経済権限法 (IEEPA) は、大統領が、国家緊急事態宣言をす
30 ることを条件としている。

31 32 ●連邦最高裁の先例：重要問題の法理 (major questions doctrine) の適用

33 ・加州の訴訟では、連邦最高裁の“重要問題法理 (major questions doctrine)”の先
34 例を適用して、トランプ 2.0 政権が、執行 (行政) 府のトップである大統領が大統
35 領令での課税を違法と解し・執行の停止 (差止) を求めた。

36 ・「重要問題法理」とは、連邦の執行 (行政) 府が経済的・政治的に重大な問題に対

1 処する場合、独断の権限によるのではなく、議会が定めた法律または憲法に基づか
2 ないといけない[*Youngstown Sheet & Tube Co. v. Sawyer*, 343 U.S. 579, 585
3 (1952)] , あるいは、その問題に対処するための「明確な議会の委任」を要する
4 [*Biden v. Nebraska*, 600 U.S. 477, 506 (2023)] とするものである³⁸。

5 ・ この法理のもと、原告である加州は、国際緊急経済権限法（IEEPA）のような、
6 「関税（tariffs）」に直接言及していない法律を根拠に、気まぐれで、巨額の国内経
7 済に損失をもたらすような政策を大統領の権限で独断実施することは違法である、
8 と訴えた。

9 ・ 裁判所は、議会の承認なしに、相殺関税などを実施することは、「重要問題法理」
10 とぶつかり、違法であると宣告し、その執行を停止（差止）すべきであると訴えた。

11 《加州は、アメリカ経済の背骨である》

12 ・ 加州の GDP は全米最大であり、2023 年統計で 390 億ドルを超える。第 2 位のテキ
13 サス州よりも 50%を上回る。加州は全米の経済をけん引している。加州は、アメリ
14 カの主要な農産物生産州の 1 つである。3 万 6,000 者を超える製造業者があり、110
15 万を超える雇用を提供している。これらの企業は、宇宙、コンピュータ、電子、ゼ
16 ロエミッション車輛のようなさまざまなハイテク産業の起業に貢献している。

17 《ゴールデン州と呼ばれる加州は、双方向貿易のグローバルリーダーである》

18 ・ 加州は、2024 年に、おおむね 6,750 億ドルの双方向貿易を行い、州内で数百万の雇
19 用を提供した。加州の経済や労働者は、貿易業務、とりわけメキシコ、カナダ、中
20 国の 3 大貿易相手国との貿易業務に強く依存している。また、加州の輸入の 40%以
21 上は、これら 3 国からのものである。その額は、2024 年に加州が輸入した 4,910 億
22 ドルを置ける物品のうち 2,030 億ドルを占める。これら 3 国は、加州からのおおよ
23 そ 670 億ドルの輸出品の購入先である。

24 《関税は、加州の企業と消費者に取り返しのつかない損害を及ぼす》

25 ・ この国で、経済や農業、貿易相手で最大規模を誇る加州によりトランプ関税は極め
26 て有害である。

27 ・ 加州の 6 万を超える零細な貿易業者を含む加州の事業にきわめて大きな影響を及ぼ
28 す。

29 《知事は加州の家庭や企業の先頭に立つ》

30 ・ 知事であるニューサムは、加州の経済へのトランプ関税の悪影響を除くために直ち
31 に対応し、加州と世界中の貿易相手国と強い連帯を維持する。

³⁸ See, David M. Driesen, “Does the Separation of Powers Justify the Major Questions Doctrine?” 2024 U. Ill. L. Rev. 1177; Michael D. Ramsey, “An Originalist Defense of the Major Questions Doctrine,” 76 Admin. L. Rev. 817 (2024); Samuel Buckberry Joyce, “Testing the Major Questions Doctrine,” 43 Stan. Envtl. L.J. 50 (2024).

1 (2) 民主党が政権を担う 12 州がトランプ大統領令は違法と提訴

- 2 • 2025 年 4 月 16 日のカリフォルニア州に次いで、4 月 23 日に、民主党が政権を担
3 当する 12 の州【アリゾナ、コロラド、コネティカット、デラウェア、イリノイ、
4 メイン、ミネソタ、ネバダ、ニューメキシコ、ニューヨーク、オレゴン、バーモン
5 ト】が、連邦国際通商裁判所 (CIT=U.S. Court of International Trade) ³⁹に、違
6 法なトランプ関税を課す 4 つの大統領令の執行停止を求めて訴訟を起した
7 [[Microsoft Word - Multistate Tariffs XXXX PLD Complaint 4.23.25 CLEAN](#)⁴⁰]
8 • 本件では、連邦憲法の「租税、関税、輸入税、消費税を賦課して徴収する権限は
9 連邦議会が有する」と規定 (第 1 条第 8 節第 1 項) する。このことから、連邦議会
10 の承認なしに、国際緊急経済権限法(IEEPA)を典拠に大統領令で、世界経済に多
11 大な影響を及ぼす関税を課すのは違法であるとの理由で起こされた。IEEPA は、
12 大統領に、外国から「異常かつ取り返しのつかない脅威 (unusual and
13 extraordinary threat)」があるとの緊急事態を宣言することを認めるが、大統領に
14 関税を課す権限を与えていないと訴えた。【ただし、原告は、IEEPA をもとに課し
15 た相互関税や「フェンタニル関税」(国別関税)などの違憲・無効を主張している。】
16 1962 年通商拡大法 (TEA=Trade Expansion Act of 1962) 232 条をもとに課した鉄
17 鋼、アルミニウム、自動車関税は訴えの対象としていない。】
18 • 1977 年制定の IEEPA は、自国経済が緊急事態であると大統領が判断すれば、大
19 統領権限で輸出入を制限できると定める ((1702(a)(1)(b)の権限))。しかし大統領
20 が関税をかけられるとは書いていない。被告であるトランプ政権側は、この点につ
21 いて、「輸出入の制限」には関税をかけることも含まれると解釈する。これに対し
22 原告側は「連邦憲法は、関税をかける権限は連邦議会に権限に与えていると解釈す
23 る。被告側の解釈とまっこうから対立する。
24 • 2025 年 5 月 28 日に、第一審の連邦国際取引裁判所 (CIT=U.S. Court of
25 International Trade) は、全員一致で、原告の訴えを認めた ([25-66.pdf](#)) ⁴¹。立
26 法事実を精査し「IEEPA は、制定時に連邦議会が大統領に関税をかける権限を無
27 制限に付与する意思があったとはいえない。」と判断した。IEEPA を根拠に大統領
28 令で課した相互関税や「フェンタニル関税」(国別関税)などを、違憲、無効とし

³⁹ 連邦国際通商裁判所(CIT)は、相互関税や反ダンピング関税などの事件を取り扱う特別の一審裁判所である。合衆国憲法 3 条に基づき 1980 年に創設された。9 人の裁判官で構成され、裁判官は終身任用で、連邦上院の助言と同意を得て大統領が任命する。ニューヨーク市にある。

⁴⁰ <https://www.documentcloud.org/documents/25909542-multistate-tariffs-0077-pld-complaint-42325-final/>

⁴¹ 相互関税及び密輸関税はいずれも IEEPA に基づく大統領の権限を越えており、政府に対しこれらの関税の賦課を永久に差し止めることを命じた。V.O.S. Selections, Inc. v. United States, 772 F. Supp. 3d 1350, 1383 (Ct. Int'l Trade 2025), <https://www.cit.uscourts.gov/sites/cit/files/25-66.pdf>.

た。

- ・ トランプ政権側は、この判決を不服として、直ちにワシントン D.C にある連邦控訴裁判所（CAFC=U.S. Court of Appeals for the Federal Circuit）に控訴した。

【CAFC は、合衆国全域の関税や特許権（知財の一部）などの分野の控訴事案を担当する裁判所である。】

- ・ 2025 年 5 月 29 日に、控訴裁判所は、控訴審判決が出るまで第一審（CIT）判決の執行停止を命じた。

- ・ 2025 年 8 月 29 日に、控訴裁判所は、第一審の判断を支持する判決を下した ([25-1812.OPINION.8-29-2025_2566151.pdf](https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/25-1812.OPINION.8-29-2025_2566151.pdf))⁴²。

- ・ まず、関税賦課に関する歴史と法的根拠について確認する。連邦憲法 1 条 8 節 1 項は議会に「租税、関税、輸入税及び消費税を賦課徴収」と同節 3 項の「諸外国との通商……を規制する」権限を付与し、「関税は、租税であり、憲法起草者は課税権を立法府に排他的に付与することを明確に意図していた（Tariffs are a tax, and the Framers of the Constitution expressly contemplated the exclusive grant of taxing power to the legislative branch）」⁴³（12）と述べて、原則として関税賦課権限が議会にのみ属することを確認した（12-13）。本判決は、TWEA が大統領に関税表を改定する無制限の権限を付与したとは判断しておらず、議会で承認された関税率を超えない関税を課すための限定的で一時的な権限のみを付与したとしている。the decision does not hold that TWEA created unlimited authority in the President to revise the tariff schedule, but only the limited temporary authority to impose tariffs that would not exceed the Congressionally-approved tariff rates (17-18).1976 年、議会は TWEA の適用範囲を縮小し、国家緊急事態法（NEA）を制定した。大統領に当該権限を委任する場合には、通常、明確な手続きと実質的な制限が付与されるが（20-21）、IEEPA は、国家緊急事態法（NEA）に基づき国家緊急事態を宣言した後、大統領は「外国またはその国民が何らかの利害関係を有する財産の輸入または輸出について、調査、調査期間中の凍結、規制、指示および強制、無効化、取り消し、阻止または禁止を行うことができる」と規定している（50 U.S.C. § 1702(a)(1)(B)）。注目すべきは、IEEPA には「関税(tariffs)」や「関税 (duties)」といった文言、あるいは「租税 (taxes)」といった類似の用語は一切使用されていない。また、IEEPA には、明示的に列挙されている権限以外

⁴² https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/25-1812.OPINION.8-29-2025_2566151.pdf

⁴³ 各州の憲法制定会議における討論集を引用したうえで、パトリック・ヘンリーが大統領が容易に国王になる可能性がある(President “may easily become king,”)と懸念を表明したのに対し（12 頁）、ジェームズ・マディソンは、財源（又は財政権？）は人民の代表の手にある(“[t]he purse is in the hands of the representatives of the people,”)と述べて、それは起こりえないことと反論した（12-13 頁）。

の権限を大統領に付与する包括（残留・残余？）条項も存在しない。（19 頁）
IEEPA provides that, after declaring a national emergency pursuant to the NEA,
the President may “investigate, block during the pendency of an investigation,
regulate, direct and compel, nullify, void, prevent or prohibit, any . . . importation
or exportation of . . . any property in which any foreign country or a national
thereof has any interest.” 50 U.S.C. § 1702(a)(1)(B). Notably, IEEPA does not use
the words “tariffs” or “duties,” nor any similar terms like “customs,” “taxes,” or
“imposts.” IEEPA also does not have a residual clause granting the President
powers beyond those which are explicitly listed. 多数の関税を課したり変更したり
する法律を制定してきたが、特筆すべきは、大統領に立法権の中核である関税賦課
権限を付与する議会によるすべての委任には、明確な手続的および実体的制限が設
けられている（19-20 頁）。Notably, every Congressional delegation to the
President of the core legislative power to impose tariffs includes well-defined
procedural and substantive limitations.

- ・ 輸入を規制するという文言の中に、関税を課す権限が含まれるか否かは明らかでは
ない（26 頁）。IEEPA は、大統領が外国の財産に関わる輸入を「調査、規制、指
示及び強制、無効化、取り消し、防止又は禁止」することは承認するが、「関税
(tariffs)」や「関税」、「租税 (taxes)」という用語は一切使用していない（26 及び
27 頁）。議会が IEEPA の制定にあたり、過去の慣例から逸脱し、大統領に無制限
の関税賦課権限を与えることを意図していたとは考え難い（30）。It seems
unlikely that Congress intended, in enacting IEEPA, to depart from its past
practice and grant the President unlimited authority to impose tariffs.
- ・ 関税などの租税を課すという議会の中核的権限は、憲法によって立法府にのみ排他
的に（専属的に）与えられているからである。議会が最初にこの権限を委任すると
ときには、明確かつ疑い（曖昧さ）のない方法で行う（30）。as the core
Congressional power to impose taxes such as tariffs is vested exclusively in the
legislative branch by the Constitution; when Congress delegates this power in
the first instance, it does so clearly and unambiguously.
- ・ 単に「規制する」権限を与えられたからといって、それ自体が関税を課す権限を含
意するものではない。規制する権限と課税する権限は長らく区別されて理解されて
きた。（31 頁）the mere authorization to “regulate” does not in and of itself imply
the authority to impose tariffs. The power to “regulate” has long been understood
to be distinct from the power to “tax.”
- ・ 政府による IEEPA が米国大統領に無制限の関税を課す権限を与えているという解
釈は、重要問題の法理にも抵触する。（33 頁）The Government’s interpretation of
IEEPA as providing the President power to impose unlimited tariffs also runs

afoul of the major questions doctrine.

- ・ 重要問題の法理に抵触する場合、政府は、その主張する権限について、「議会の明確な承認」を示さなければならない（34頁及び37頁）。When the major questions doctrine is implicated, the Government must point to “clear congressional authorization” for that asserted power.
- ・ 結果、権限がないと判示され（38頁）、再び IEEPA を典拠に大統領令で課した相互関税やフェンタニル関税などは、違憲、無効とされた。ただし、控訴審は、連邦最高裁が上訴を却下するか、判決を下すまで、徴収を続けることを認めた（42頁－46頁）。
- ・ その後、9月9日に上訴が受理され、11月5日に最高裁の口頭弁論が予定される。
- ・ 「トランプ司法」とも揶揄される、保守化した連邦最高裁がどのような判断を下すのかを想定するのは難しい。仮に、連邦最高裁で違憲判断が確定したとする。この場合には、関税負担者に利子付きで還付されることになる。関税を徴収している関税・国境取締局（CBP）が相互関税の徴収実績を公表している。25年7月13日現在で、約270億ドル（4兆円程度）である。

2 租税法律主義と立法裁量

- ・ 連邦制国家・内国歳入法は連邦法であるから、当該紛争は連邦最高裁判所を頂点とする一元的司法制度に基づき連邦の裁判管轄に属する⁴⁴。
- ・ 「米国では、租税法分野での遡及立法や委任立法について緩やかな考えがとられている。」⁴⁵
- ・ 黙示的な課税の減免を冷遇する原則（the principle disfavoring implied tax exemptions）⁴⁶を用いる判決や租税法規は政府に最も不利に解釈され、納税者に有利に解釈される（the statutes are construed most strongly against the government, and

⁴⁴ ただし、第一審の選択肢は、連邦地方裁判所（U.S. District Court）、連邦請求裁判所（U.S. Court of Claims）、租税裁判所（U.S. Tax Court）の3つがある。なお、租税裁判所は、連邦憲法3条に基づく裁判所ではなく、憲法1条に基づいて連邦議会が設立した裁判所であり、租税法の専門知識を有する裁判官によって構成され、政府からの独立も認められている。一般の裁判官から構成される連邦地裁等と比較すると、租税裁判所は専門性を発揮してより積極的な目的論的解釈が行われる傾向にある。増田英敏『納税者の権利保護の法理』346頁以下（成文堂、1997）を参照されたい。

⁴⁵ 藤谷武史「租税法の解釈原理の論拠としての「租税法律主義」－国際比較の観点から－」中里実＝藤谷武史編『租税法律主義の総合的展開』272頁（初出：フィナンシャル・レビュー129号（2017））。

⁴⁶ Lawrence Zelenak, The Court and the Code: A Response to the Warp and Woof of Statutory Interpretation, 58(7) Duke Law Journal 1783, 1785(2009).

in favor of the taxpayer) と主張する判決もある⁴⁷。

しかし、なぜ租税法規が納税者又は政府のいずれかに不利に厳格に解釈されるべきかは明らかでないばかりか、解釈のための単一の規範ではなく、幅広い証拠や考慮すべき事柄（法令の文言（the statutory text）、立法過程(legislative history)、立法目的(legislative purpose)、制定後の展開（司法及び行政の先例を含む）(post-enactment developments(including judicial and administrative precedents))、代替的解釈の結果の妥当性（the practical consequences of alternative interpretations））に依拠している⁴⁸ことから、租税法固有の実質的な解釈規範（tax-specific substantive canons of interpretation）を用いることは、無価値又は有害であるとの学説⁴⁹はあるが、それが、租税法律主義と直結する議論としてされていない。

United States v. Carolene Products Co., 304 U.S. 144(1938).

・1781－連合規約（Articles of Confederation）時代には、連合の権限は弱く、独自の課税権を持たなかったため、各邦からの拠出金に依拠し財政が弱体であり、組織としても非効率であった。

・1788－新憲法が発効し、国民から直接租税を徴収して独自の財政を運用できるようになった。

・連邦最高裁は、立法に対する合憲性の審査を積極的に行い、社会経済立法を通じた政府による市場への介入に歯止めをかけた（Lochner v. New York, 198 U.S. 45, 76(1905)）。

・「①経済活動への介入に警戒的な態度から社会経済立法を憲法判断の俎上に載せ、より具体的には、デュー・プロセス条項の『自由』に『契約の自由』を読み込んだうえで合憲性審査を積極的に行い、また③連邦政府による政策実施に関して連邦議会の権限を限定的に解釈した」（岩田太ほか『基礎から学べるアメリカ法』166 頁〔会沢恒筆〕（弘文堂、2020））。

・キャロリン判決を受けて、立法裁量が広く認められるようになり、課税・支出条項は連邦議会による政策実現のための手段となった。

3 租税法律主義と行政への委任

・行政への大幅な授権との関係（行政規則）で、財務省規則等によって租税法規の解釈として実質的に行政による法規の創造が行われている場合に、裁判所が Chevron 敬

⁴⁷ Lawrence Zelenak, The Court and the Code: A Response to the Warp and Woof of Statutory Interpretation, 58(7) Duke Law Journal 1783, 1785(2009).

⁴⁸ Lawrence Zelenak, The Court and the Code: A Response to the Warp and Woof of Statutory Interpretation, 58(7) Duke Law Journal 1786, 1784-1785(2009).

⁴⁹ Lawrence Zelenak, The Court and the Code: A Response to the Warp and Woof of Statutory Interpretation, 58(7) Duke Law Journal 1783, 1784-1785(2009).

議が租税法領域にも妥当するとする最高裁判決（Mayo Foundation for Medical Education and Research v. United States, 131 S.Ct. 704(2011), 562 U.S. Prelim. Print 44 (2010-2011).）があり，租税法解釈の解釈原理として固有の解釈論が存在するのかが問題となる。

・シェブロン判決/Chevron U.S.A v. natural Resource Defense Counsel, inc. 467 U.S. 837(1984)

①議会の意図が制定法の文言ないしその立法過程から明確であるか(842-843),

②議会の意図が黙示的な（明確でない）場合に，行政機関により行われた法解釈が許容されるか(843)

⇒①恣意的，専断的でない限り，あるいは明らかに違法でない限り，規範定立規則には支配的な影響が与えられる。議会の意図に沿った効果を認める。

⇒②裁判所による解釈を行政機関の長による合理的な解釈として代置できない。行政解釈が合理的である限り，それに敬讓を与える。

・裁判所が判断を下す場合に行政の専門性に配慮し敬讓を尽くし執行（行政）機関による合理的な判断を尊重すべきである。

問題：政権交代すると行政機関の解釈が変更され得る。行政機関に過度の権限を与え三権分立の原則を脅かす。

・ローバーブライト/Loper bright Enterprises v. Raimondo, No. 22-451, 603 U.S.____ (2024)

2024 年 6 月 28 日に司法は行政庁の解釈を尊重しなくてよい，としてシェブロン判決を無効にする判断を下した。

・アメリカでは，ローバーブライト事件判決を契機に，租税行政庁の租税法解釈を敬讓してきた司法の態度が転換期を迎えている。

・裁判所は行政機関の法解釈に対して裁判所独自の独立した判断を行使することとなる。経験や専門性に基づく解釈から，司法権を有する裁判所により法的解釈が求められる。

・三権分立が強化される方向である。マサチューセッツ憲法の法による統治へ。

VI おわりに

・トランプ大統領は，連邦議会をとおさずに，大統領令を駆使して関税（租税）を課すやり方を進めている。しかし，租税は議会法の創造物（taxes are creatures of parliamentary statutes）という英米の租税法律主義（tax legality principle）の伝統的な考え方とはぶつかるのではないか。

